

令和6年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和６年度紀の川市一般会計補正予算（第３号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和６年７月１１日

紀の川市長 岸 本 健



諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手西野 50 番地 3

氏 名 かわ河 の野 ひろむ啓

昭和 30 年 1 月 3 日生

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和 6 年 12 月 31 日任期満了となることに伴い、河野啓君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市江川中468番地2

氏 名 えの 榎 もと 本 まもる 守

昭和32年12月8日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和6年12月31日任期満了となることに伴い、榎本守君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場1215番地22

氏 名 なか 中 の 野 とも 朋 や 哉

昭和36年1月19日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和6年12月31日任期満了となることに伴い、中野朋哉君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第 59 号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町北山 3 1 5 番地

氏 名 なか 中 にし 西 みつぐ 貢

昭和 33 年 1 月 1 日生

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、中西貢君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第60号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖130番地3

氏 名 きた やま まさ はる
 北 山 正 治

昭和26年11月16日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、北山正治君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第 6 1 号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 2 7 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖 2 6 6 番地

氏 名 やま なか たか し
山 中 隆 志

昭和 2 5 年 9 月 2 9 日生

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、山中隆志君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第62号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖475番地

氏 名 なか 中 がわ 川 ゆき 幸 のぶ 宣

昭和25年8月21日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、中川幸宣君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第63号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖1561番地

氏 名 やぶ うち こう いち ろう
 薮 内 宏 一 郎

昭和27年1月12日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、薮内宏一郎君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第64号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖1551番地

氏 名 中 西 廣 策

昭和28年11月7日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、中西廣策君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第 65 号

丸栖財産区管理委員の選任について

下記の者を丸栖財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖 1 5 6 7 番地 1 9

氏 名 ^{しば}芝 ^{もと}本 ^ふ富 ^じ士 ^お夫

昭和 27 年 1 月 12 日生

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

丸栖財産区管理委員の任期満了に伴い、芝本富士夫君を丸栖財産区管理委員に選任するため。

議案第66号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町上野山237番地2

氏 名 や 矢 もり おさむ
森 修

昭和24年1月12日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、矢森修君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第 67 号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町上野山 306 番地

氏 名 すず 鈴 き 木 ひで 英 お 雄

昭和 31 年 8 月 19 日生

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、鈴木英雄君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第68号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町神戸549番地

氏 名 なか 中 にし 西 しげ 茂 ひろ 博

昭和28年1月24日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、中西茂博君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第 69 号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町神戸 698 番地 1

氏 名 たか 高 やま 山 ひで 秀 とし 敏

昭和 24 年 11 月 2 日生

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、高山秀敏君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第70号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町神戸753番地

氏 名 みなみ南 よし良 ふみ文

昭和28年7月29日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、南良文君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第 7 1 号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 2 7 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町神戸 3 8 6 番地

氏 名 さか ぐち まさ のり
坂 口 正 則

昭和 2 7 年 4 月 1 日生

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、坂口正則君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第72号

平池財産区管理委員の選任について

下記の者を平池財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町神戸1069番地

氏 名 かし 榎 お 尾 こう 耕 じ 司

昭和29年2月28日生

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

平池財産区管理委員の任期満了に伴い、榎尾耕司君を平池財産区管理委員に選任するため。

議案第 73 号

令和 5 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 74 号

令和 5 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 75 号

令和 5 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 7 6 号

令和 5 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 77 号

令和 5 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 78 号

令和 5 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 79 号

令和 5 年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 80 号

令和 5 年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5
年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第 30
条第 4 項の規定により、令和 5 年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 81 号

令和 5 年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の
処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5
年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法
第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査
委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 82 号

令和 5 年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度紀の川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 83 号

紀の川市老人医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市老人医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市老人医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市老人医療費の支給に関する条例（平成17年紀の川市条例第126号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(老人医療費受給者証) 第5条 略 2 略 3 対象者は、医療機関__において、診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関__に、<u>医療保険の被保険者証に添えて受給者証を提示しなければならない。</u>	(老人医療費受給者証) 第5条 略 2 略 3 対象者は、医療機関等__において、診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関等に_____ _____受給者証を提示しなければならない。

(紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例（平成17年紀の川市条例第131号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(心身障害児（者）医療費受給者証) 第6条 略 2 略 3 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療に関する給付を受ける場合には、当該医療	(心身障害児（者）医療費受給者証) 第6条 略 2 略 3 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療に関する給付を受ける場合には、当該医療

改 正 前	改 正 後
機関等に医療保険の被保険者証に添えて、受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) ・ (2) 略	機関等に_____受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) ・ (2) 略

(紀の川市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(一部負担金) 第6条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 第16条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対して、10万円以下	(一部負担金) 第6条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 第16条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____場合においては、その者に対して、10万円以下

改 正 前	改 正 後
の過料に処する。	の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
(紀の川市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 84 号

令和 6 年度紀の川市一般会計補正予算（第 4 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市一般会計補正予算（第 4 号）について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 85 号

令和 6 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求
める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 86 号

令和 6 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 87 号

令和 6 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 88 号

令和 6 年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 89 号

令和 6 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 90 号

令和 6 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第91号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 財産の名称、数量 | 情報系パソコン 750台 |
| 2. 取得の方法 | 指名競争入札による取得 |
| 3. 取得価格 | 金164,747,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市貴志川町神戸893-3
有限会社カワカミ
代表取締役 河上 泰三 |

令和6年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

老朽化した職員用情報系パソコンを更新するため、財産の取得の議決を求める。